

前年度に奨学金を返還し、県内で働かれている皆さまへ

29歳まで最大120万円 奨学金の返還を支援します！

年度最大12万円×最長10年間＝120万円！！

主な対象要件

- ・申請時点で、多度津町に住民登録している方で実際にお住いの方
- ・2026年度末（2027年3月31日）時点で、29歳以下の方
- ・高校、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けて卒業した方
- ・奨学金の返還を遅延なく行っている方
- ・町税を滞納していない方
- ・香川県内の事業所等で就労している方、または県内の個人/法人事業主の方
- ・奨学金返還に関する他の助成・補助金を受けていない方（就業先が実施する返還支援は除く）
- ・申請後、多度津町に引続き10年以上居住する意思のある方

助成金の額

前年度に返還した奨学金の元金と利息の合計額（上限12万円/年度）

※就業先から返還支援を受けている場合、その額は差し引かれます。

※予算の範囲を超えた時点で、終了又は申請額の一部のみ助成となることがあります。

〒764-8501
香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

多度津町 奨学金返還

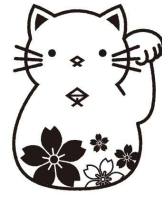


多度津町政策課 0877-33-1116（平日8：30～17：15）

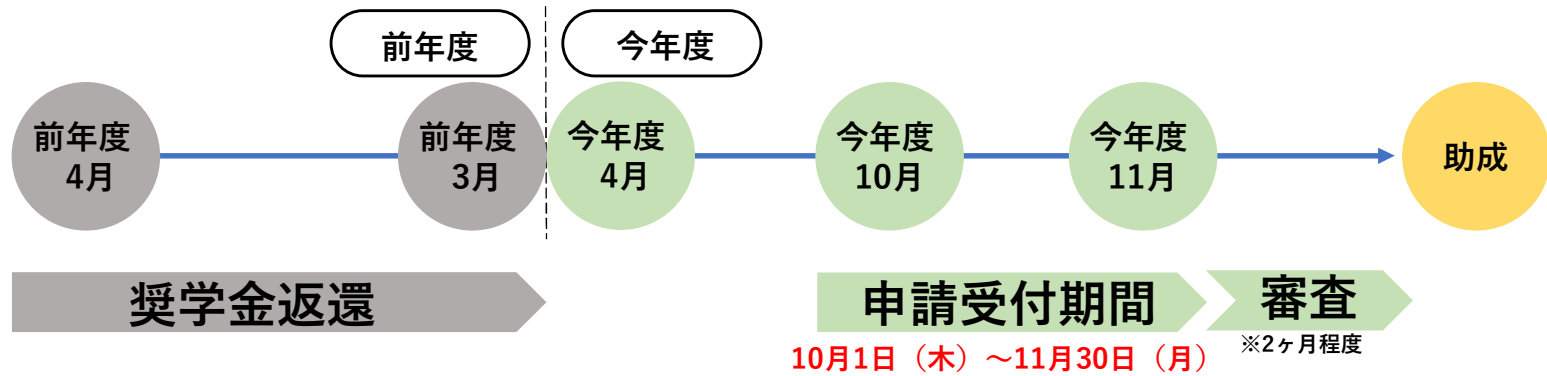
E-mail seisaku@town.tadotsu.lg.jp

申請ステップ

- ① 前年度に奨学金を返還する
- ② 多度津町に住みながら県内で働く
- ③ 受付期間内に申請する



①～③の繰り返しで29歳まで助成を受けれるよ！



申請書類

町HPにて申請に必要な書類をご確認ください。
提出方法は、郵送又は窓口持参にて受け付けます。

- ※先着順。10月1日～11月30日の受付期間内で必着。
- ※期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

申請書類は以下からダウンロードできます



Q&A

Q1. 事業の目的は何ですか？

A1. 多度津町を担う若者の流出抑制と移住定住の促進を図るものです。

Q2. どのような奨学金が補助対象になりますか？

A2. 日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金や多度津町第二種奨学金などが対象です。

Q3. 大学進学に係る奨学金が対象になりますか？

A3. 大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程、高等課程）、高等学校（本科・別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）が対象になります。

Q4. 2025年3月に大学等を卒業（修了）しましたが、申請できますか？

A4. 奨学金の返還を開始した年度の翌年度から申請いただけます。

Q5. 前年度の途中から奨学金の返還を開始している場合、対象金額はどうなりますか？

A5. 返還を開始した日からその年度の3月31日までに返還した金額が対象となります。
(例) 2025年10月1日から返還を始めた場合
2025年10月1日～2026年3月31日までに返還した金額が対象。

Q6. 一度申請したら29歳まで自動で助成されますか？

A6. されません。毎年度申請いただく必要があります。

